

令和7年度「かながわクリーン運動」実施要領

1 趣旨

「さわやかな かながわ」をテーマに、県民一人ひとりの積極的な実践と相互の協力により、美しく清潔で住みよい県土づくりを行う。

県、市町村、関係団体、企業等は、県民運動として盛り上げ、輪を広げていくために、支援、協力を行うとともに、それぞれの立場で県土の美化を推進する。

2 実施方針

名 称： 「かながわクリーン運動」

テーマ： 「さわやかな かながわ」

期 間： 年間を通して実施する。

ただし、次のとおり強調期間を設定する。

(1) 春の強調期間

令和7年5月1日～令和7年6月30日

※ 国が設定する次の期間を含む。

- ・ 環境の日（6月5日）
- ・ 環境月間（6月1日～6月30日）
- ・ 春の海ごみゼロウィーク（5月30日～6月8日）

(2) 秋の強調期間

令和7年10月1日～令和7年11月30日

※ 県が設定する次の期間を含む。

- ・ 不法投棄撲滅強化月間（11月1日～11月30日）

(3) このほか、地域ごとに、その実情に応じた判断により強調期間を設定することについては、差し支えないものとする。

主 唱： 神奈川県

実施主体： 県民、企業、関係団体、市町村、神奈川県

そ の 他： 「かながわクリーン運動」に関する取りまとめ等の事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課が行う。

また、同課が開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、各実施主体の取組みに関する広報を行う。

3 実施内容

実施主体は、それぞれの立場で次のような活動を推進する。

(1) 美化活動の実践

- ア 公園・道路・港湾等の美化活動
- イ 海洋・海岸・河川・山岳等の美化活動
- ウ 個人や団体の美化活動への支援
- エ 美化活動功労者の表彰

(2) 美化活動・不法投棄防止の普及・啓発等

- ア ポスター等による啓発
(テレビ、ラジオ、ホームページ、新聞、広報紙、ちらし、看板、横断幕、
電車・バス・駅構内・街頭・海岸・キャンプ場での放送等)
- イ 環境美化教育の推進
- ウ 不法投棄監視パトロール等の実施
- エ 「かながわプラごみゼロ宣言」に関する取組

(3) ごみの減量化・再資源化の実践

(4) その他、かながわクリーン運動に関連すると考えられる活動